

負ののれん発生益と四半期報告

渡 部 美紀子

はじめに

1. 負ののれんの会計処理の変遷
 - 1.1. 「のれん」、「負ののれん」の定義
 - 1.2. のれんの償却、非償却
 - 1.3. 負ののれんが意味する内容
 2. 負ののれんと四半期報告についての先行研究
 3. 企業結合と負ののれん
 4. 結論
- むすび

はじめに

本稿の目的は、企業結合によって生じる負ののれんについての発生状況を、会計処理基準の変遷及び四半期報告との関連とともにとらえて考察することにある。

企業結合により生じるのれんや負ののれんに関する会計処理は、さまざまな変遷を経て今日に至っている。

「負ののれん発生益」は、買収による企業結合などが行われた際、増加する資産および負債の差額よりも買収価額が低い場合に発生する。ただしこの金額は、短期間に、資本（純資産）から負債、そして利益へと扱いが変わっている。また、負債として扱われていた間は20年以内の規則的償却が原則とされていたが、利益の場合は一括計上となるため、発生期の業績に与える影響は極めて大きい。

M&Aにおいて、このような貸方差額が生じることは本来稀なはずである。被取得企業が適正に資産および負債の時価評価をしていれば、発生することは考えにくい。しかし、基準が改正されて利益計上されることとなった2010年以降、日本の全上場企業の5~7%の企業において「負ののれん発生益」が計上されており、決して少ない頻度とは考えられない。

以下、1.において、現行の日本基準に基づいてのれん、負ののれんの定義を確認し、日本基準が主張しているのれんの非償却については、過去の会計基準の改定の経緯を概観する。また、負ののれんが意味する内容について、考察を加える。2.においては、負ののれんと四半期報告に関する先

行研究で実証されている内容を確認する。3.において日本企業の2006年以降のデータに基づき負ののれんの償却額と負ののれん発生益の計上状況、四半期報告上の計上時期、発生金額のデータから得られた結論を4.においてまとめる。むすびにおいて今後の検討課題について述べる。

1. 負ののれんの会計処理の変遷

1.1. 「のれん」、「負ののれん」の定義

負ののれんについて検討するに先立ち、「のれん」と「負ののれん」に関する定義を日本基準で確認する。

『企業結合に関する会計基準』（最終改正2013年9月13日。以下、新基準とする）によれば、のれんは、企業結合において「取得原価が、受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回る場合」の「超過額」であり、「下回る場合には、その不足額」が負ののれんとなる（第31項）。すなわち、取得原価が被取得企業の純資産価額を上回るときはのれんが発生し、取得価額が被取得企業の純資産価額を下回るときには負ののれんが発生することになる。のれんについては、無形固定資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ機関にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的な償却をすることとされており（第32項、第47項）、負ののれんに関しては、原則として、特別利益に表示することとされている（第48項）。

新基準は、もとは『企業結合に係る会計基準』（2003年10月31日、2006年4月1日開始事業年度から適用。以下、旧基準とする）として公表された。この旧基準以前、わが国においては企業結合に関する包括的な会計基準が存在しなかった（西川，2014：18）。企業結合時の取得原価と被取得企業の純資産価額の差額は、旧商法においては「暖簾¹」、企業会計原則においては「営業権²」や「合併差益³」、連結財務諸表原則においては、「連結調整勘定」として処理されてきた。この『企業結合に係る会計基準』の公表により、負ののれんは負債計上して20年以内の規則的償却をすることとされ、この意味においてはのれんと同様の処理を要求していたことになる。その後の『企業結合に関する会計基準等の改正』（2008年12月26日）が行われ、新基準が公表されて（適用は2010年4月1日開始事業年度から）、のれんの扱いはそのままに、負ののれんは発生した期に「負ののれん発生益」として特別利益に計上されることになったのである。

このように、企業結合についての会計基準の変遷を経て、わずか5年余りの間に、負ののれんは、それまでの資本剰余金から負債、そして利益へと処理が変わったことになる。

¹ 旧商法第285条ノ7において、取得後5年以内に毎期決算において均等額以上の償却をすることが要求されていた。

² 企業会計原則上、営業権は無形固定資産に属するものとされ（貸借対照表原則四B）、毎期均等額以上を償却することが要求されていた（注解15）。

³ 企業会計原則注解19において、資本剰余金の一つとして列挙されていた。なお、内川（2012：131）によれば、合併差益は終戦後まだわが国に額面株式制度が存在していた時代における企業合併に際して、払込資本と同じ性格を有していた。

1.2. のれんの償却、非償却

のれんについては、現在日本基準においては1.1.で説明したように20年以内の規則的償却を行う⁴。米国基準とInternational Financial Reporting Standards（国際財務報告基準、以下IFRSと略称）においては非償却で減損テストを行うこととなっている。日本基準と、米国基準およびIFRSとの間でいまだコンバージェンスされていない部分であるが、過去の経緯上、日本では規則的償却、欧米では非償却という形で対立し続けてきたわけではない。

以下、米国基準、IFRS、日本基準ののれんに関する会計基準の変遷について償却、非償却に重点を置いて概観する⁵。

米国においては、Accounting Principles Board（会計原則審議会）により1970年に意見書17号「無形資産」が公表され、のれんについては、40年以内に償却し、減損の兆候があるときに減損テストを行う「償却及び減損アプローチ」が適用されることとなった。その後Financial Accounting Standards Board（財務会計基準審議会、以下FASBと略称）が公表した公開草案で、のれんの償却期間は40年以内から20年以内の償却に短縮することが提案された。しかし、2001年に公表されたStatement of Financial Accounting Standards（財務会計基準書、以下SFASと略称）第141号『企業結合』及びSFAS第142号『のれん及びその他の無形資産』において、のれんの償却は禁止され毎年の減損テストが要求される、いわゆる「減損のみアプローチ」が導入されることとなったのである。

ただしFASBは、2014年1月、Accounting Standards Update（会計基準更新書）No.2014-02「無形資産－のれん及びその他」（Topic350）を改正し、非公開会社については、非償却処理に加え、のれんを10年間で償却する方法を選択的に認めたため、一部「減損のみアプローチ」ではない方法が許容されることとなっている。

一方、International Accounting Standards Board（国際会計基準審議会、以下IASBと略称）の前身であるInternational Accounting Standards Committee（国際会計基準委員会）が1983年に公表した、International Accounting Standards（国際会計基準、以下IASと略称）第22号「企業結合会計」においては、取得したのれんについて20年以内の規則的償却又は持分控除法⁶が認められていた。しかし、2004年のIFRS第3号（IASB）「企業結合」において、IAS第22号で示されていた持分の結合の存在が否定され、20年規則償却が廃止、のれんは非償却となった。

日本においては、2003年10月に企業会計審議会によって公表された旧基準によって、のれんは20年以内の効果の及ぶ期間にわたって償却することが規定された。2013年に企業会計基準委員会（以下、ASBJと略称）によって公表された新基準においてもこの償却についての処理は維持された⁷。

⁴ 日本基準においては、のれんは規則的償却を行っただけで、減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行うことになっている（『固定資産の減損に係る会計基準』二1項、『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』11項）。

⁵ のれんの会計処理については、持分プーリング法が廃止された過程が、取得原価主義から時価主義へ推移した点において重要であるが、ここでは触れない。

⁶ 持分控除法は、のれんを資産計上せず資本から控除する会計処理方法。1993年に廃止。（関口・太田：2015, 22, 24）

このように、米国基準や IFRS において、のれんは償却から非償却への流れがあったのに対し、日本では、償却処理が継続しているのである⁸。企業買収時は、のれんの償却費を計上する日本基準より非償却の IFRS 基準を適用した方が利益がかさ上げされる、すなわち企業買収の成果が表れやすい⁹ことから、IFRS へ移行した日本企業の移行理由としても大きいと考えられる。ただし、減損で赤字に陥るリスクも伴っている¹⁰。

のれんの規則的償却費のない米国基準や IFRS において「負ののれん発生益」が利益処理される意味と、のれんの規則的償却費が発生する日本基準において「負ののれん発生益」が利益処理される意味とでは、その対応関係や最終利益に与える影響もおのずと異なると考えられる。また、のれんの規則的償却にはこだわりを持って主張している日本基準が、負ののれんに関しては、米国基準や IFRS に足並みをそろえて利益計上を規定した点も興味深い。

1.3. 負ののれんが意味する内容

改訂された IFRS 第3号 (IFRS3R) では、企業結合で生じた負ののれんに関し、取得したすべての資産および引き受けたすべての負債を正しく識別しているかどうか再検討し、誤差などを修正した後に残る金額を負ののれんとして利益計上することが定められている (para34-36)。これを受け、日本基準においても取得企業はすべての識別可能資産および負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかを見直したうえ、なお取得資産が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回って負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することになっている。なお、重要性が乏しい場合には、上記の処理をせず、当該下回る金額を当期の利益として処理することができるとしている (新基準 33)。

梅原 (2014) は、新基準 (110-111) で説明されている負ののれんの会計処理に関し、①資産価値修正法、②即時利益法、および③繰延利益法という名称を付している。ここにいうそれぞれの方

⁷ 西川 (2014: 18) によれば、2002年に FASB と IASB が「ノーワーク合意」によってコンバースプロジェクトを開始することが合意され、わが国においても国際的なコンバージェンスを意識せざるを得ない状況にあったが、のれんの非償却に関しては、国内市場関係者の理解が得られなかった、とある。

⁸ 2014年7月、のれんに関する共同のリサーチ・グループである ASBJ、OIC (イタリアの基準設定主体)、EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) がリサーチに基づくディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示—」を公表、このディスカッション・ペーパーを踏まえて 2015年5月、リサーチ・ペーパー「のれんの償却に関するリサーチ」を公表している。また 2015年6月には『修正国際基準』が ASBJ により公表され、いずれものれんの償却処理が適切であるとの見解に立っている。

⁹ ソフトバンクグループ株式会社は、2014年3月期から IFRS を適用し、2006年4月の英国ボーダフォン日本法人の買収によって生じていたのれん償却費用、さらに 2013年7月の米国スプリント買収により新たに生じる償却費用と合わせて、日本基準のままであれば発生していた約 700億円ののれん償却費分の利益を押し上げたとされている (日本経済新聞 2014年6月6日付)。

¹⁰ 米国基準を採用しているパナソニック株式会社は、2009年12月の三洋電機株式会社の買収などで 2010年3月末約 9,230億円ののれんを計上していたが、その後のデジタル不況で買収先の収益力が下がったとしてのれんの減損損失を計上し 2012年、13年3月期まで大幅な最終赤字に陥った (日本経済新聞 2014年6月6日付)。なお、2018年以降は IFRS へ移行することが表明されている。

法は、新基準 110 で説明されている次の文言と整合するであろう。①資産価値修正法とは、新基準で説明されている「企業結合によって受け入れた非流動資産に負ののれんを比例的に配分」することであり、②即時利益法とは「全額を認識不能な項目やバーゲン・パーチェスとみなし発生時の利益として計上する方法」、③繰延利益法とは「正の値であるのれんの会計処理方法との対称性を重視し、規則的な償却を行う方法」に該当すると思われる。

①資産価値修正法の考え方は、負ののれんの発生に際し最初に行われる識別可能資産および負債の再検討及び誤謬の修正に当たるであろう。②即時利益法と③繰延利益法とでは、負ののれんを計上時に利益ととらえるか、負債ととらえる¹¹かという大きな違いが表れることになる。

旧基準においては③繰延利益法、すなわち負ののれんを負債計上して規則的償却する方法が採られていた。企業会計審議会（2003b）は、その論拠について、想定される負ののれんのすべての発生原因に合理性を見出すことは困難な場合が多いとして、「取得後短期間で発生することが予想される費用又は損失について、その発生の可能性が取得の対価に反映されている場合には、発生原因が明らかなことから、取得原価の配分の過程で負債として認識されるものと考え、残額については、継承した資産の取得原価の総額を調整する要素とみて、正の値であるのれんと対照的に、規則的な償却を行うこととした。（下線は筆者）」と説明している。

山内（2010, 287）は、負ののれんの発生原因について、A）資産及び負債の測定誤差または誤謬、B）企業結合後に行われることが予想される組織変更や再構築から生じる将来の費用や損失、C）情報の非対称性や強制的な売買から生じるバーゲンパーチェス、D）マイナスのシナジー、の4つの視点を設定している。上述の日本における旧基準の負ののれん負債計上理由は、発生原因が明らかなものとしては、B）の場合しか説明されていなかった。

その後新基準において②即時利益法が採られることになった経緯については、国際的な会計基準において一時に利益認識されていることにつき、「のれんは資産として計上されるべき要件を満たしているものの、負ののれんは負債として計上されるべき要件を満たしていないことによる帰結と考えられる」（新基準 111）と説明されている。また、②即時利益法については、「負ののれんの発生原因を認識不能な項目やバーゲンパーチェスであると位置づけ、現実には異常かつ発生の可能性が低いことから、異常利益としての処理が妥当である」（新基準 110）とされている。

IASB や FASB の基準書において負ののれんが負債として認識されなくなった理由としては、企業結合後に行われることが予想される組織変更や再構築から生じる将来の費用や損失が、負ののれんの発生原因として考えられなくなったこと¹²が挙げられる。また、バーゲンパーチェスが利益として認識される理由には、情報の非対称性や強制的な売買により被取得企業を安く買えたという経済的事実を発生原因の1つと考え、この経済的事実を忠実に表すために利得として認識すべきであるなどの論拠（山内：2010, 286）が挙げられている。ただし、のれんの規則的償却と対照的に行わ

¹¹ 負ののれんを繰延利益として償却する方法には、負債ととらえて償却するほか、その他包括利益として認識し償却する方法もあり得る（山内：2010, 295）が、ここでは、法的に認められていた負債計上を前提として扱う。

¹² 例えば、リストラ引当金は、負債の定義を満たさないという理由で認められなくなった（山内：2010, 286）。

れていた負ののれんの規則的償却が廃止された理由については、明確に説明されていない。バーゲンパーチェスが利益としてとらえられる側面があったとしても、資金的裏付けのない未実現利益を即時利益認識することに疑問を呈する意見もある（山内：2010, 294）。

負ののれんに関する会計処理の方法が、負債計上して規則的に償却から一括利益計上に変ったことは、企業の最終利益に与える影響が大きいことから、経営者が「負ののれん発生益」を利益マネジメントのために用いる誘因になる可能性を示唆すると考えられる。

2. 負ののれんと四半期報告に関する先行研究

IFRS3R においては、「一般的には、企業及びその所有者は、知ったうえで進んで、公正価値より低い価格で資産又は事業を売却することはしない」（BC371）として、バーゲンパーチェスが変則的な取引であることを前提としている。日本基準においても「異常かつ発生の可能性が低い」（新基準 110）とされているが、高橋（2012）は、負ののれんの償却期間の決定要因を実証研究するうえで、米国や IFRS 適用国に比べて日本では負ののれんが生じる企業結合が多いことを指摘している。また、高橋（2014b）においては、1.3. で述べた山内（2010）の A, B, C, D) に近い形で負ののれんの発生原因の仮説 1.2.3.4. が立てられ、仮説 2. の「被取得企業に起因する将来の特定の費用又は損失によって負ののれんが生じる」は支持されなかったが、そのほかの仮説 1. 「資産及び負債の測定誤差によって負ののれんが生じる」、仮説 3. 「株価水準に起因する割安購入によって負ののれんが生じる」、仮説 4. 「買い手企業の業界再編や生き残りのため行う企業結合で負ののれんが生じる」は、支持されている。

Burgstahlar and Dichef（1997）は、経営者の利益マネジメントを可視化した嚆矢である。

Kerstein and Rai（2007）は、Burgstahlar and Dichef（1997）が企業の減益回避、減収回避行動についての利益マネジメントの研究において可視化された企業行動の不連続性もしくはひずみ（kink）の形成をさらに説明するため、四半期報告を用いてモデル化している。この手法を日本企業に用いることにより、第 4 四半期の利益マネジメントを、さらに精査した実証研究ができると考えられる。日本においても、2008 年 4 月以降に開始する事業年度から金融商品取引法により四半期報告書の作成・開示が義務づけられ、データの入手が可能である。

また、Burgstahlar and Dichef（1997）に関しては、Durtschi and Easton（2005）が、分散不均一性の問題を解決するために用いたスケーリングのメカニズムと、サンプルの選択バイアスが問題であるとの指摘をしている。この点に関しては、Jacob and Jorgensen（2007）において検討されており、Burgstahlar and Dichef（1997）の手法及び結果の妥当性が指摘されている。

さらに、利益マネジメントの問題を、業績予測との関連については、首藤（2010）が経営者による予想利益の達成を目標とした報告利益管理の存在について研究しており、経営者が裁量的発生項目額を利用して当期純利益の予想値を達成している可能性を指摘した。実績値が予想値を上回る企業においては、負の利益マネジメントが行われていることも指摘している。

このような先行研究をもとに、日本企業の「負ののれん発生益」計上の実態が、単に企業結合の

結果として偶然に現れているのか、利益マネジメントとして用いられている可能性はないのかについて、検討する予備的段階として、負ののれん発生益の発生状況について考察する。

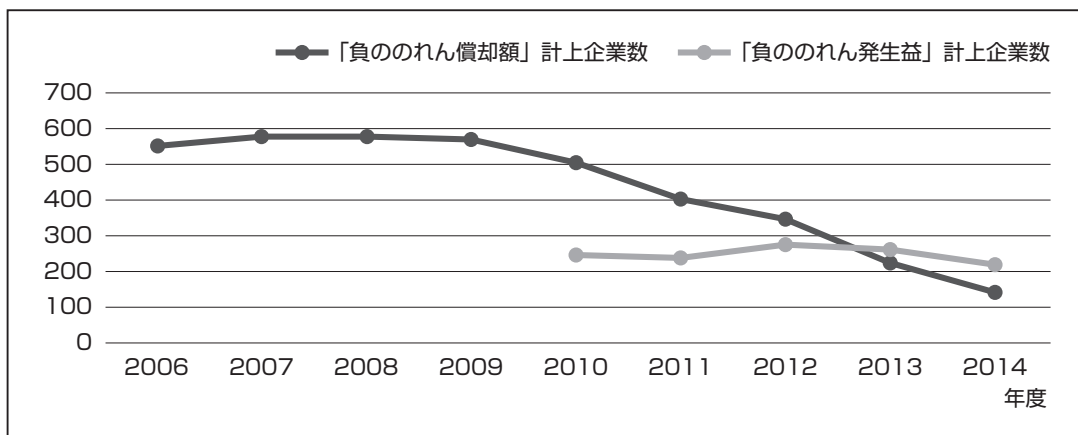
3. 企業結合と負ののれん

日本においてM&Aが急増したのは、1990年代末からといわれている。内外の競争に直面した伝統産業の再編成、バブル期に事業を過度に多角化させた企業の事業再組織化に始まり、金融危機の折の金融機関等の統合を経て、技術革新が急速に進展する通信・情報分野での増加という過程を経ている（宮島：2007：2）。

2006年度から旧基準によって負ののれんが負債計上、20年以内に規則的償却されることになり、新基準適用により2010年度から負ののれん発生益として一括利益処理することになった。利益への影響としてとらえるべく、損益計算書項目としての「負ののれん償却額」と「負ののれん発生益」との比較を試みたのが図表1及び2である。全上場企業、連結優先で百万円以上の金額が対象である。図表3に対象企業数を示した。

図表1は、全上場企業本決算（連結優先、金融関連企業を除く。）において「負ののれん償却額」と「負ののれん発生益」が発生した頻度を集計したものである。図表1からは、新制度を機に、負ののれん償却額の発生頻度が減少し、負ののれん発生益に移行していく様子がうかがえるが、負ののれん発生益の件数は、2014年度に若干の減少は見られるものの、おおむね2010年度以降、年2百数十件台で推移している。

図表1. 負ののれん償却と負ののれん発生益の発生頻度（単位：件）

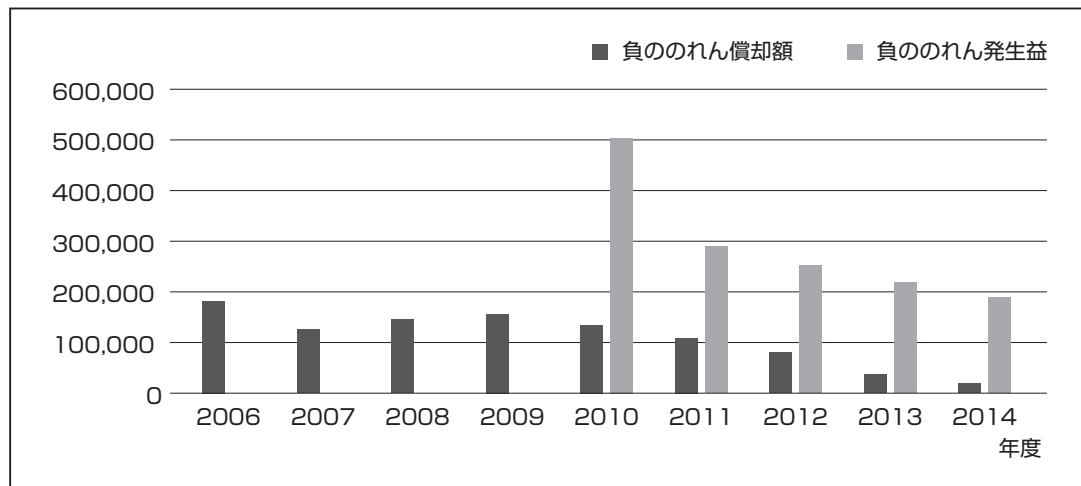


（出所）日経 NEEDs Financial Quest より筆者作成。なお、早期適用企業についてはデータベースに記載がないため扱っていない。年度は4月1日開始、3月末の1年間である。以下の図表において同じ。

図表2は、図表1の内容を金額で表したものである。負ののれん発生益は、図表1では横ばいであるが、金額的には、新基準適用初年度（2010年度）に4,987億円と突出していて、その後減少

している。負ののれん償却額も、旧基準適用初年度（2006年度）が一番高い。基準適用初年度は、損益項目として高い比重で当期純利益に影響している可能性がある。

図表 2. 負ののれん償却額と負ののれん発生益の金額推移（単位：百万円）



（出所）日経 NEEDs Financial Quest より筆者作成

図表 3. 対象企業数

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
企業数	3,851	3,758	3,742	3,748	3,716
「負ののれん発生益」 計上企業数 (%)	242 (6.28)	233 (6.20)	268 (7.16)	263 (7.02)	208 (5.60)

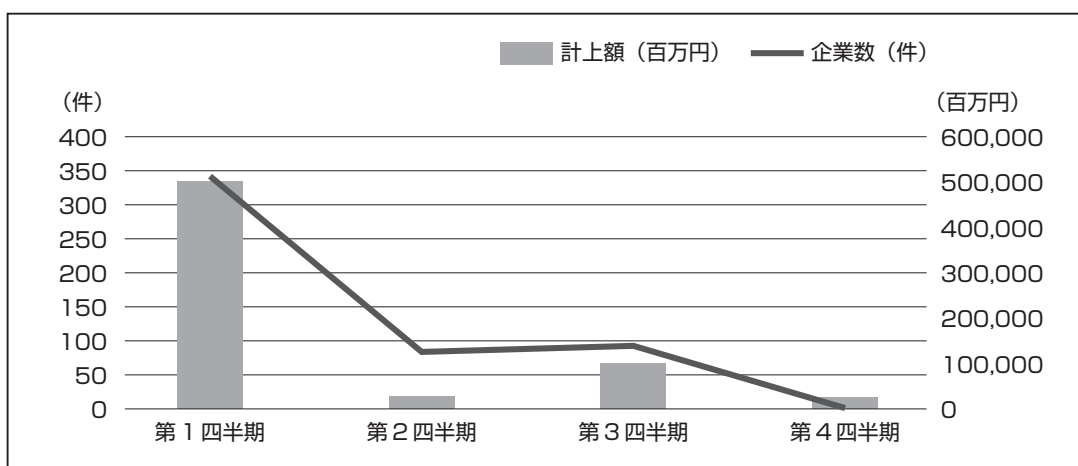
また、図表 3 は、本来稀な取引であるとされている負ののれん発生益を、決算において計上した企業数が、新基準適用後において全上場企業（連結優先、金融関連企業を除く。）の 5 から 7% の間で推移している状況を示している。

負ののれん発生益が 2010 年度において突出し、発生件数、金額ともに 2014 年度において減少傾向にあることについては、景気の変動も考え合わせる必要があるかもしれない。新基準が施行された 2010 年は、リーマンショックがまだ尾を引いていた時期であり、企業が利益を上方修正する必要があった可能性がある。また、2014 年頃からは、日経平均株価も低迷から脱しており、企業業績の復調が、あえて負ののれん発生益を計上するような企業結合を要しなかった可能性もある。いずれも、今後検証を要する。

図表 4 と図表 5 は、負ののれん発生益が、四半期のどの時点において計上されているかを集計し、グラフ化したものである。

図表4からわかるように、四半期において最も負ののれん発生益が計上されているのは、ほとんどが第1四半期である。全体的には、3月決算の企業が多いことから、6月の第1四半期に負ののれん発生益が計上されている。また、金額的には77.6%、件数的には65.2%が第1四半期に計上されている。第2四半期における件数は第3四半期とさほど変わらないものの、平均的な金額が小さい。第4四半期は、件数が非常に少ないが、平均額が圧倒的に大きい。これは、100億円を超える発生金額の負ののれん発生益計上企業が、第1四半期には8件、第二四半期0件、第3四半期2件、第4四半期1件あるためであり、平均値を押し上げている。平均値を大幅に押し上げているこれら案件についても、今後検証が必要である。

図表4. 「負ののれん発生益」の四半期計上時期と企業数（2010年4月～2015年3月）



図表5. 負ののれん発生益の計上状況（2010年4月～2015年3月）

	発生件数 (件)	計上額 (百万円)	平均 (百万円)
第1四半期	341	498,339	1,461.4
第2四半期	84	29,744	354.1
第3四半期	94	96,248	1,023.9
第4四半期	4	24,035	6,008.8

4. 結論

本稿においては、企業結合に関する会計基準の2回にわたる大幅な改正を経て、本来稀な取引とされている負ののれん発生益が、企業の財務諸表上発生している状況について検討した。

負ののれん発生益は、一括利益計上されることとなった2010年度以降の決算において、年間2百件以上、継続的に発生している。特に2010年度は5,000億円近い金額が計上されており、翌年以降は半減している。また、本来稀な取引であるとされている負ののれんが発生する取引が、全上場企業の5~7%台で推移しており、決して少なくない数値である。

四半期報告との関係においては、負ののれん発生益は大半が第1四半期に集中している。企業結合は、当事者企業同士の時間をかけた協議の結果であり、第1四半期に負ののれん発生益が計上される意味を考える必要がある。また、第1四半期に計上された負ののれん発生益が、最終的に別の企業結合によるのれんの発生などにより相殺されている可能性もある。1件当たり100億円を超えるような多額の負ののれん発生益を計上している企業結合に関しては、その内容に関しても個別に検証が必要であり、総合的にも負ののれん発生益が利益マネジメントに用いられていないかについての分析を要すると考えられる。

むすび

本稿において示し得たのは、日本企業の「負ののれん発生益」計上の実態であり、「負ののれん発生益」が単に企業結合の結果として偶然に現れているのか、利益マネジメントとして用いられている可能性はないのかについての考察には、更なる検討を要する。

今回のデータをもとに、のれん計上額や、のれん償却額と負ののれん発生益との対応、減損損失など、財務諸表上比較的大きな金額を計上する可能性のある項目との関連においても検討する必要があると考えられる。さらに、経営者による業績予測数値との関連性についても考察していきたい。

参考文献

Accounting Principle Board (1970) *Intangible Assets*. APB Opinion No.17. New York, NY: AICPA.

Burgstahler, D., and Dichev, I. (1997) Earnings Management to Avoid Earnings Decreases and Losses. *Journal of Accounting and Economics* 24: 99-126.

Durtschi, C., and Easton, P. (2005) Earnings Management? The Shapes of the Frequency Distributions of Earnings Metrics Are Not Evidence Ipso Facto. *Journal of Accounting Research* 43: 557-592.

Financial Accounting Standards Board (2001a) *Business Combinations*. Statement of Financial Accounting Standards No.141. Norwalk, CT: FASB.

Financial Accounting Standards Board (2001b) *Goodwill and Other Intangible Assets*. Statement of Financial Accounting Standards No.142. Norwalk, CT: FASB.

International Accounting Standards Board (2004) *Business Combinations*. International Financial Reporting Standard No.3. London, U.K: IASB.

International Accounting Standards Board (2008) *Business Combinations*. International Financial Reporting Standard No.3(R). London, U.K: IASB. (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 (2015) 『国際財務報告基準』)

International Accounting Standards Committee (1983) *Accounting for Business Combinations*. International Accounting Standard No.22, U.K: IASC.

Jacob, J., and Jorgensen, B. N. (2007) Earnings Management and Accounting Income Aggregation. *Journal of Accounting and economics* 43: 369-390.

Kerstein, J., and Rai, A. (2007) Intra-Year Shifts in the Earnings Distribution and Their Implications for Earnings Management. *Journal of Accounting and economics* 44: 399-419.

企業会計基準委員会・欧州財務報告諮問グループ・イタリア基準設定主体 (2014) 「のれんはなお償却しなくてよい—のれんの会計処理及び開示—」 ASBJ, EFRAG, OIC.

企業会計基準委員会 (2015) 『のれんの会計処理』 修正会計基準第 1 号, ASBJ.

企業会計基準委員会 (2015) 「のれんの償却に関するリサーチ」 リサーチ・ペーパー第 1 号, ASBJ.

企業会計基準委員会 (2016) 「のれん及び減損に関する定量的調査」 リサーチ・ペーパー第 2 号, ASBJ.

企業会計審議会 (2003a) 『企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書』.

企業会計審議会 (2003b) 『企業結合に係る会計基準』.

宮島英昭 (2007) 『日本の M&A—企業統治・組織効率・企業価値へのインパクト—』 東洋経済新報社.

西川邦夫 (2014) 「のれんの会計処理の変遷と最近の動向」 『企業会計』 Vol.66, No.12: 16-24, 中央経済社.

関口智和, 太田実佐 (2015) 「のれんの会計処理を巡る国際的な議論の動向について①—米国会計基準及び IAS/IFRS におけるのれんに関する会計基準の変遷と最近の動向—」 『会計・監査ジャーナル』 No.722, Vol.26, No.9: 21-24, JICPA.

首藤昭信 (2010) 『日本企業の利益調整』 中央経済社.

高橋由香里 (2012) 「負ののれんの償却期間の決定要因」 『会計プロGRESS』 2012, No.13: 99-111, 日本会計研究学会.

高橋由香里 (2014a) 「M&A における情報開示—負ののれんの観点から—」 『IR-COM』 2014, Vol.5: 4-7, 日本 IR 協議会.

高橋由香里 (2014b) 「負ののれんの発生原因」 『会計』 第 186 巻, 第 1 号: 83-93, 森山書店.

内川菊義 (2012) 「負ののれんと合併差益」 『会計』 第 181 巻, 第 5 号: 128-142, 森山書店.

梅原秀継 (2000) 『のれん会計の理論と制度—無形資産および企業結合会計基準の国際比較—』 白桃書房.

梅原秀継 (2014) 「企業結合」 『スタンダードテキスト財務会計論Ⅱ応用論点編』 第 10 章, 中央経済社.

山内暁 (2010) 『暖簾の会計』 中央経済社.

